第4章 教 職 員

第1節 教 職 員 定 数

平成 24 年度公立小・中学校、県立学校等の教職員定数は、次表のとおりである。 (単位:人)

	区		分	,	小学校	中学校	高等学校	特別支援	平成 24 年度	平成 23 年度	前年度増減	備考
	_	専		任	20,495	12,066	7,660	学 校 3,025	計 43,246	2 数 43,085	161	110 3
	長	再	 任	<u></u> 上 用	327	95	269	24	715	592	123	
	頭諭	非	 常	勤	354	275	288	60	977	988	11	
	師	71-	計	玉刀	21,176	12,436	8,217	3,109	44,938	44,665	273	
		専	н	任	1,035	464	260	64	1,823	1,801	22	
*	≐#	再	 任	<u>-</u> 用		4	2		10	13	3	
	護諭	- <u></u>	 常	/'' 勤	4		1		1	1	0	
		7.	計	主力	1,039	468	263	64	1,834	1,815	19	
		専		任	112	40		9	161	146	15	
栄	養	再	 任	: 用					0	0	0	
教		-:: 非	 常						0	0	0	
			計		112	40	0	9	161	146	15	
		専		任				87	87	87	0	
寄宿		再	任	 用					0	0	0	
指導	貝		計		0	0	0	87	87	87	0	
		専		任	1,037	510	564	120	2,231	2,204	27	
事	務	再	任	用	21	11			32	40	8	
	員	嘱	託	員			54	10	64	91	27	
			計		1,058	521	618	130	2,327	2,335	8	
		専		任			518	57	575	578	3	
	習手	再	任	用			22	3	25	16	9	
12/3	,		計		0	0	540	60	600	594	6	
		専		任			187	30	217	240	23	
用務	員	嘱	託	員			143	19	162	139	23	
			計		0	0	330	49	379	379	0	
栄	萘	専		任	194	53	6	20	273	289	16	
	養員	再	任	用	2				2	3	1	
			計		196	53	6	20	275	292	17	
技	ζ		-4人 車	任)				3	3	3	0	
			-7% 再 (1	1	1	0	
術	Ŧ		員(専	任)			53	49	102	104	2	
141.7	J		員(嘱言				7	12	19	18	1	
			員(専					127	127	128	1	
職	ŧ		員(再任					7	7	7	0	
			員(嘱言					60	60	61	1	
員		船	±1	員			13		13	13	0	
		-	計	,_	0	0	73	259	332	335	3	
合	ì	専	<i>i</i> -r	任	22,873	13,133	9,261	3,591	48,858	48,678	180	
		再	任	用	354	110	293	35	792	672	120	
計	-	非常	勤・嘱言	北 貞	354	275	493	161	1,283	1,298	15	
HI			計		23,581	13,518	10,047	3,787	50,933	50,648	285	

第2節 教 職 員 の 人 事

1 教職員の人事

平成 25 年度教職員定期人事異動方針と異動状況は次のとおりである。

(1)人事異動方針

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

ア 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。

- イ 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- ウ 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における 教職員構成の充実・均衡を図る。
- エ 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の 適正化に努める。
- オ 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- カ市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

(2)異動状況

県立学校(特別支援学校部主事は教頭等に含む。) (単位:人)

X	分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退	職	38	12	323	373
新	任	41	58	469	568
転	任	14	40	792	846
言	†	93	110	1,584	1,787

中学校(主幹教諭は教頭等に含む。) (単位:人)

X	分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退	職	50	9	234	293
新	任	47	83	408	538
転	任	36	16	1,182	1,234
盲	†	133	108	1,824	2,065

小学校(主幹教諭は教頭等に含む。) (単位:人)

X	分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退	職	122	66	630	818
新	任	154	167	798	1,119
転	任	56	67	1,788	1,911
i	it	332	300	3,216	3,848

2 教員採用選考試験

平成25年度(平成24年実施)教員採用選考試験を次のとおり実施した。

(1)期日

ア 第 1 次試験 平成 24 年 7 月 21 日 (土)

イ 第 2 次試験 1 日 目 平成 24 年 8 月 20 日 (月)

2 日 目 平成 24 年 8 月 21 日 (火)

(2)試験の方法

筆記試験(教職・教養、教科専門 、教科専門 、小論文)、実技試験、クレペリン検査、 口述試験

(3)選考結果

県 立 学 校 (単位:人)

X	分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数	区分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国	語	263	238	43	43	土 木	13	13	1	1
地	歴	286	248	35	33	化 工	10	9	2	2
公	民	155	131	11	12	陶 芸	1	1	1	1
数	学	289	269	61	61	セラミック	2	1	0	0
理	科	306	281	42	39	デザイン	5	5	1	1
音	楽	27	24	4	4	農業	35	32	2	2
美	術	47	35	2	2	水 産	3	1	0	0
保健	体育	480	445	34	34	情 報	52	40	4	5
家	庭	78	74	7	7	福 祉	13	11	1	2
英	語	305	265	48	46	看 護	7	7	2	3
商	業	117	104	12	13	高 校 計	2,586	2,312	330	328
機	械	37	33	6	6	特別支援学校	679	639	130	129
電	気	39	34	10	10	合 計	2 265	2 051	460	457
建	築	16	11	1	1	⊟ aT	3,265	2,951	460	457

中 学 校 (単位:人)

X	分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
围	語	269	250	55	55
社	会	450	396	42	42
数	学	312	285	60	60
理	科	254	230	64	64
音	楽	190	173	16	16
美	術	145	132	14	14
保健	体育	577	529	47	47
技	術	46	38	10	10
家	庭	76	71	12	12
英	語	523	474	70	70
盲	+	2,842	2,578	390	390

小 学 校 (単位:人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
2,867	2,676	750	750

養 護 教 諭 (単位:人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
541	500	60	60

栄養教諭(単位:人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
130	98	10	10

(注1)推薦による特別選考試験分を含む。

(注2)採用者数には、合格者数から辞退者を除き、補欠者からの繰り上げ者を含む。

採用者数 = (合格者数) - (合格辞退者数) + (補欠、繰上者数)

3 その他

小・中学校及び県立学校教職員に対する懲戒処分は、次のとおりである。

懲 戒 処 分 の 状 況

(単位:人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
小・中学校	5	5	2	3	15
県 立 学 校	2	6	3	4	15
計	7	11	5	7	30

第3節争 訟

教職員に係る争訟事件は、人事委員会における勤務条件に関する措置要求及び処分に関する不服 申立て並びに裁判所における処分取消請求及び損害賠償請求の訴訟など、複雑、多岐にわたり、か つ、長期化するものが多い。

このような事件処理には専門的知識が要求されることから、弁護士 3 人に顧問を委嘱している。 平成 24 年度における争訟件数は、次のとおりである。

争	訟	の	係	属	状	況

区分	平成 24 年度(件数)					
区分	24.4.1 現在	増	減	25.3.31 現在		
措置要求	16	87	80	23		
不服申立	4	2	2	4		
訴 訟	44	6	47	3		
計	64	95	129	30		

第4節 教職員の免許

1 免許状授与件数

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに授与した免許状の種類別件数は、次のとおりである。

教 育 職 員 免 許 状 授 与 件 数

	区分		専 修 免	1 種 免	2 種 免	特 免	臨 免	計
高	等 学	校	362	3,904	5		15	4,286
中	学	校	266	2,901	140			3,307
小	学	校	104	1,546	308			1,958
幼	稚	袁	8	1,233	1,740	•••		2,981
養	護 教	諭	13	210	153	•••		376
栄	養 教	諭	1	109	17			127
特	別支援学	≠校	1	231	97			329
自立	特別支援 (視覚障害						1	1
立教科	特別支援 (聴覚障害							0
等	自 立 活	動		2				2
	計		755	10,136	2,455	5	16	13,367

(注1)「…」は、免許状授与規定のない箇所である。

(注2)「特別支援学校」には、領域追加件数を含む。

第5節 教 職 員 の 資 格 付 与

1 認定講習

現職教員の資質の向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、他の種類(教科を含む。)の免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的として、この認定講習を昭和 25 年度から継続実施してきた。平成 24 年度の開設講座別単位授与状況は、次のとおりである。

講座別単位授与状況

	Ī	閘	設	科	E			講	座	数	延授与単位数
教	科	に	関	す	る	科	目		2		114
教	職	に	関	す	る	科	目		11		597
養	護	に	関	す	る	科	目		1		48
特力	特別支援教育に関する科目						目		10		485
	計								24		1,244

2 小学校教諭免許状取得研修事業

中学校・特別支援学校の教員に小学校教諭免許状を取得させ、小中学校間又は特別支援学校の 各部間の円滑な人事交流に資するため、大学通信教育を利用して実施した。

平成24年度の履修結果は、次のとおりである。

実施大学 玉川大学通信教育部(教育学部教育学科)

期 間 平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで

免許取得者 90人

第6節 教職員の給与及び退職手当

1 給与改定について

	項	目	改定内容
1	給 料	表	改定しない
2	諸 手	当	改定しない

2 退職手当

平成 24 年度中における退職手当の支給状況は、次のとおりである。

退職手当支給人員と金額 (24.4.1~25.3.31)

X	分	退職	手 当		
	Л	支給人員(人)	支 給 総 額 (円)		
小 学	校	1,916	28,101,182,142		
中 学	校	1,134	9,702,460,517		
高等	学 校	937	11,178,094,257		
特別支援	受学 校	470	2,397,871,555		
計		4,457	51,379,608,471		

1 年金

平成 24 年度における「恩給法」に基づく普通恩給及び扶助料、並びに「公立学校職員等の退職年金及び退職一時金に関する条例」に基づく普通年金及び遺族年金の支給状況は、次のとおりである。

なお、地方公務員等共済組合法の施行によって、昭和37年12月1日以降退職の者については、 同法による共済制度の年金が支給されている。

[区 分		}	支給人員(人)	年 金 額 (円)		
普	通	恩	給	46	70,075,682		
扶	助料		料	151	223,213,445		
普	通	通 年 金		15	8,930,527		
遺	族	年	金	9	5,062,698		
	言	†		219	307,282,352		

2 公務災害補償

(1)「地方公務員災害補償法」に基づく補償

職員の公務上又は通勤途上の災害(負傷、疾病、障害、死亡)による損害に対しては、「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)」により、「地方公務員災害補償基金」から補償が行われているが、その状況は次のとおりである。

補 償	状	況	(単位:円)	$(24.4.1 \sim 25.3.31)$
-----	---	---	--------	-------------------------

	区 分	療養補償	傷病 障害補償 介護補償		遺族補償	葬祭 補償	休業 補償	福祉事業	計	
公	義務制学校	51,272,966 (267)	0	19,694,359 (7)	0	31,111,700 (12)	0	0	17,192,047 (29)	119,271,072 (315)
務災	非 義 務 制 学 校 等	22,653,077 (84)	0	3,701,312 (1)	0	27,041,916 (10)	0	0	8,452,416 (14)	61,848,721 (109)
害	計	73,926,043 (351)	0	23,395,671 (8)	0	58,153,616 (22)	0	0	25,644,463 (43)	181,119,793 (424)
通	義務制学校	2,119,976 (8)	0	11,268,883 (4)	849,720 (1)	6,007,416 (3)	0	0	3,490,879 (8)	23,736,874 (24)
勤災	非 義 務 制 学 校 等	232,732 (3)	0	3,108,983 (2)	0	0	0	0	621,816 (2)	3,963,531 (7)
害	計	2,352,708 (11)	0	14,377,866 (6)	849,720 (1)	6,007,416 (3)	0	0	4,112,695 (10)	27,700,405 (31)
Î	言 計	76,278,751 (362)	0	37,773,537 (14)	849,720 (1)	64,161,032 (25)	0	0	29,757,158 (53)	208,820,198 (455)

(注1)()は補償人員

(注2)義務制学校とは、小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部をいう。

非義務制学校等とは、高等学校、特別支援学校の高等部、事務局をいう。

(2)条例に基づく補償

労働基準法別表第一以外の事務所に雇用される非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年条例第35号)」により、任命権者が補償を行うこととされている。

平成 24 年度は該当者なし。

(3)「労働者災害補償保険法」に基づく補償

労働基準法別表第一第 1 号から第 15 号に該当する事務所に雇用されている非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)」により、「国(厚生労働省)」が補償を行うこととされている。

平成 24 年度は、該当者 17 人。

3 労働安全衛生

「愛知県教育委員会安全衛生管理規程」に基づいた、愛知県教育委員会の労働安全衛生に関する事務、及び県立学校の教職員の心の健康保持増進のための事業を行っている。

総括安全衛生委員会の開催(年3回)

衛生管理者等研修会の開催(年1回)

管理職メンタルヘルス研修会の開催(年6回)

第8節 教職員の福利厚生

1 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、昭和37年12月 1日の地方公務員等共済組合法の施行に伴い設立された法人で、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために必要な短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

組合は、本部を東京に、支部を各都道府県教育委員会に置き、支部長には教育長を充て、支部の事務は教育委員会の総括のもとに行っており、平成25年3月末現在の本県における組合員は51,507人である。

なお、当支部における平成24年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

(1)短期給付事業

短期給付は、保健給付、休業給付及び災害給付と、これらにあわせて給付される附加給付と 一部負担金払戻金の給付からなっている。

なお、この短期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

(千分率)

☒	分	短期 給付		福祉	事業	事業 介護納付金		
<u> </u>	Л	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負 担 金 率	
一般組合員	給料	48.375 (23.13)	48.755 (23.13)	1.65	1.65	5.38	5.38	
一放組口貝	期末手当等	38.70 (18.50)	39.00 (18.50)	1.32	1.32	4.30	4.30	
机具组合具	給料	45.42 (21.72)	51.71 (24.54)	1.65	1.65	5.38	5.38	
船員組合員	期末手当等	36.33 (17.37)	41.37 (19.64)	1.32	1.32	4.30	4.30	

(注 1)短期給付の負担金率に育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を給料に 0.38、期末手当等に 0.30 を含む。

(注 2)()内に記載の割合は、健康保険法の規定に準じた特定保険料率である。

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金などの支出に充てられる部分の率であり、掛金率及び負担金率に含まれる。

平成 24 年度の給付状況は、次のとおりである

保健給付件数と金額

給 付 種 目	件数(件)	金額 (円)
療 養 の 給 付	434,577	4,382,336,848
入院時食事療養の給付	3,380	26,435,780
訪問看護療養の給付	35	1,486,675
家族療養の給付	346,498	3,519,094,710
家族入院時食事療養の給付	2,966	26,969,146
家族訪問看護療養の給付	347	15,003,663
高額療養の給付	2,461	358,143,338
療 養 費	29,343	123,001,530
家族療養費	15,076	74,532,960
高額療養費	2,137	208,547,554
薬 剤 支 給	294,588	1,671,224,496
移 送 費	1	8,500
出 産 費	1,175	482,401,017
家族 出 産 費	512	211,996,689
埋 葬 料	39	1,950,000
家族埋葬料	35	1,750,000
計	1,133,170	11,104,882,906

休 業 給 付 件 数 と 金 額

	給	付 和	種目		件数(件)	金額(円)	
傷	傷 病 手 当 金		680	179,966,836			
出	出 産 手 当 金		0	0			
休	業	手 当 金		金	4	715,775	
育	児 夕	業	手 当	金	11,410	1,931,422,427	
介	護が	業	手 当	金	68	7,801,357	
		計			12,162	2,119,906,395	

災害給付件数と金額

	給	付 種	目		件数(件)	金額 (円)
弔		慰		金	0	0
家	族	弔	慰	金	0	0
災	害	見	舞	金	1	278,680
		計			1	278,680

附加給付等の件数と金額

	給	付	種	目		件数(件)	金 額	(円)
	家	族	療	養	費	2,725	103,887,100	
	家族訪問看護療養費			護 療	養 費	0	0	
	出		産		費	1,114	55,700,000	
	家	族	出	産	費	474	23,700,000	
附加	埋		葬		料	39	975,000	
給	家	族	埋	葬	料	35	875,000	
付	傷	病	手	当	金	5	1,326,020	
	災	害	見	舞	金	1	167,208	
	結	婚	手	当	金	1,420	113,600,000	
	λ	院	附	加	金	2,227	136,220,000	
		小		計		8,040	313,852,328	
_	部負	担	金	払」	完 金	6,236	216,294,800	
	計					14,276	530,147,128	_

(2)長期給付

長期給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付からなっている。長期給付に要する費用は、 組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

財 源 率 (千分率)

区分	掛	金 率	負 担	金 率	追加費用率
	4月から8月	9月から3月	4月から8月	9月から3月	追加費用率
給米	99.1375	101.3500	145.1375	147.3500	義 務 教 育 職 員 108.4
期末手当等	79.31	81.08	116.11	117.88	その他の教職員 64.0

(注)負担金率に、基礎年金拠出金の公的負担を給料に 45.625、期末手当等に 36.5 含み、公務による障害共済年金等の公的負担は給料に 0.375、期末手当等に 0.3 含む。

平成24年度における年金の決定状況は、次のとおりである。

年 金 の 支 給 件 数 と 金 額

給付種目	件 数(件)	金 額(円)
退職共済年金	1,434	2,610,205,600
障害共済年金	36	48,544,800
遺族共済年金	21	31,168,000
計	1,491	2,689,918,400
退職届書	795	

備考 共済組合支部で年金請求書の審査を行い、共済組合本部で年金額の決定及び支払いを行っている。

(3)福祉事業

ア保健福祉事業

組合員の健康管理及び福祉の向上を図るための事業を実施しており、平成 24 年度に実施した内容は次のとおりである。

人間ドック健診補助、生活習慣病予防講座、教職員メンタルヘルス相談、健康づくり事業、へき地医薬品券配付、厚生施設利用補助、介護講座、特定健診等事業など。

イ貸付事業

組合員が住宅の新築等臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うものであり、平成 24 年度の貸付状況は次のとおりである。

なお、平成 25 年 3 月末における貸付残高は、件数で 7,375 件、金額で 242 億 7,113 万円となっている。

貸 付 件 数 と 金 額

	貸付	種目		件 数(件)	金 額(円)
_	般	貸	付	302	401,800,000
住	宅	貸	付	60	484,500,000
住	宅 災	害貸	付	0	0
教	育	貸	付	84	180,700,000
災	害	貸	付	0	0
医	療	貸	付	2	1,900,000
結	婚	貸	付	23	40,800,000
葬	祭	貸	付	4	3,400,000
高	額医	療 貸	付	0	0
出	産	貸	付	1	420,000
計				476	1,113,520,000

ウ宿泊事業

組合員とその家族の宿泊、会合、保養等の施設として、名古屋宿泊所「ルブラ王山」と 蒲郡保養所「蒲郡荘」があり、平成 24 年度における利用状況は、次のとおりである。

宿 泊 等 利 用 人 員 (単位:人)

X		分	ルブラ王山	蒲 郡 荘	計
宿		泊	19,972	8,571	28,543
宿	泊	外	231,208	46,499	277,707
	計		251,180	55,070	306,250

2 財団法人愛知県教育職員互助会

愛知県教育職員互助会は、「愛知県職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されている法人で、公立学校教職員等の相互共済及び福利増進を図るために福利厚生事業を実施している。

(1)組織

会員は、主に公立学校の教職員及び県教育委員会事務局の職員で構成されており、平成 25 年 3 月 31 日現在の会員数は 47,887 人であった。

役員は、会長、副会長(3人)、委員(会長及び副会長を含め9人)、運営審議会委員(40人)、及び監事(4人)の構成であり、会議として理事会及び運営審議会を設けている。

(2)事業概要

事業の財源は、会員の掛金(給料の月額×6.5/1000)等であり、以下のとおり事業を行った。<福利厚生事業>

3 福祉貯金

社内預金制度として、愛知県教育委員会が定めた「貯蓄金管理要綱」に基づき、昭和 47 年度から互助会に教職員等の預金の管理に関する事務を委託し、実施している。

平成 25年3月31日現在の加入者数は34,776人、貯金残高は139,431,411,288円であった。

4 財形貯蓄

教職員の財産形成を促進し、生活の安定に寄与するために、勤労者財産形成促進法に基づく財 形貯蓄事業を昭和 56 年 2 月から実施し、昭和 59 年 6 月に財形年金、昭和 63 年 4 月に財形住宅 を加えた。

平成 25 年 3 月 31 日現在の貯蓄件数は次のとおりであった。

一般財形 4,670件

財形年金 3,522件

財形住宅 854件

第9節 学校事務職員の研修

県立学校事務職員については、県自治研修所に委託して、県職員と同様の研修を実施している。 小中学校事務職員については、県教育委員会において研修を企画し、実施しているが、平成 24 年度の研修実績は次のとおりである。

研修名	対 象 者	人員	期間	日数	研 修 内 容
(1)新規採用者研修 ア 前 期	平成 24 年度 採 用 者	50 人	24.4.26 24.5.8 24.5.17	3 日	学校事務職員として必要な導入研修 (給与、福利、公務員の在り方 など)
イ 後 期	"	50 人	24. 9.18 24. 9.24 24.10. 1	3 日	学校事務職員として必要な基礎的知識の習得 (給与制度など)
(2)中堅者後期研修	平成 13・14 年度 採 用 者	32 人	24.10.22 24.10.29 24.11.15	3 日	中堅職員として必要な幅広い 視野と的確な判断力の養成並 びに職務遂行能力の向上 (学校安全、討議研修など)
(3)主 査 研 修 ア 新 任	平成 24 年度 昇 任 者	21 人	24.6.11 24.6.14	3 日	主査として必要な管理指導能力の養成 (リーダーの心得、グループワークなど)
イ 現 任 	平成 19 年度 昇 任 者	36 人	24.6.19 24.7. 9	2 日	7 & C)
(4)事務長研修新任	平成 24 年度 昇 任 者	36 人	24.5.21 24.5.31	2 日	事務長としての自覚・役割及び 学校経営参画への企画・遂行能 力の養成 (学校経営論、グループワーク など)
(5)特別研修コンピュータ研修	希望 者	74 人	24.7.12 24.7.19	2 日	エクセル応用コース
	"	37 人	24.9.10 24.9.13	2 日	エクセル VBA コース
(6)職 場 研 修	平成 24 年度 採 用 者	53 人	24.4.1~ 概ね2~3か月間	20日	先輩職員によるマンツーマン 方式による実務研修 (庶務、旅費、給与、経理、施 設、備品管理など)